

# 1. 新EDINETの概要と 現行システムからの変更点

金融庁 総務企画局 企業開示課

# 1 - 1 . 新EDINETの概要

## 1 - 1 . 1 EDINETの概要

### Electronic Disclosure for Investors' NETwork

金融商品取引法に基づくディスクロージャーを行う電子開示システム

有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類をインターネット経由で提出・閲覧可能。

平成13年6月より稼動開始し、原則としてEDINETを使用しての提出が義務化されている。

有価証券報告書等の提出者数：

上場会社等 約 5,000社

ファンド等 約 3,000本

## 1 - 1 . 2 EDINET再構築の作業計画

	平成18年度				平成19年度				平成20年度	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
新システム開発 タクソノミ開発		8月								
パイロット・プログラム (提出者の参加による システムのテスト)						7月～8月				
新システム稼動 (XBRL導入開始)										

平成20年3月17日  
稼動予定

## 1 - 1.3 EDINET再構築の実施内容

金融庁では、開示書類提出会社等の利便性の向上を目的とした開発(再構築)を実施中。

### XBRL導入による高度な情報再利用の実現

- ▶直接加工・分析が可能な開示情報の提供
- ▶他業務における開示情報の有効活用

### 業務改善、システム機能改善・強化に伴う利便性の向上

- ▶機能改善、ガイダンスの充実等による開示書類等提出者の利便性向上
- ▶多様な利用者環境へ対応することによる利便性の向上

### システム運用効率の向上

- ▶システム構成等の見直しによる運用効率の向上

### セキュリティの強化

- ▶電子証明書の活用による認証機能等の拡充

# 1 - 2 . 府令・ガイドライン 等の変更点

## 1 - 2 . 1 改正の概要について

金融商品取引法に定める企業内容等の開示書類等(有価証券報告書等)の提出に係る手続について、EDINETを使用して行う場合の電子開示手続等の一部を変更するため、改正案をとりまとめ、平成19年12月27日よりパブリック・コメントを行っている。(平成20年1月28日まで)

### 【改正の概要】

- 登録届出手続を簡素化
- XBRLを導入
- 操作説明書の全面改訂

## 1 - 2 . 2 改正対象の府令等について

- 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令
- 企業内容等の開示に関する内閣府令
- 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
- 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
- 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
- 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
- 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について

## 1 - 2 . 3 改正対象の府令等について

- EDINET 概要書
- 提出者向け操作ガイド(書類提出操作ガイド)
- 提出者用端末要件(書類提出操作ガイド)
- 提出書類ファイル仕様書
- 企業別タクソノミ作成ガイドライン
- 報告書インスタンス作成ガイドライン
- 勘定科目の取扱いに関するガイドライン

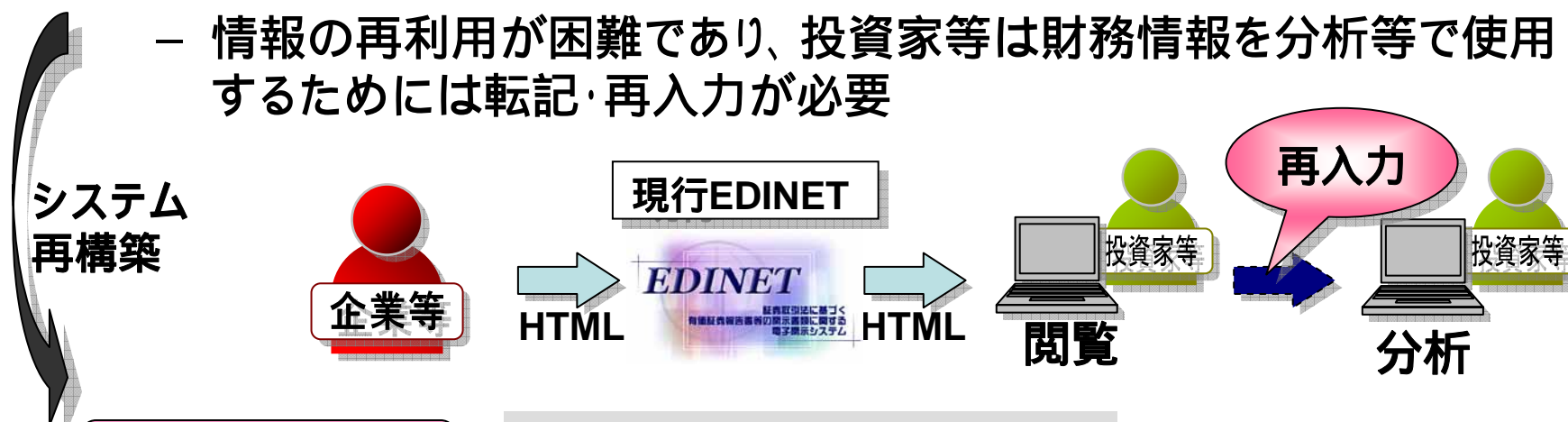
# 1 - 3 . XBRL導入の概要

# 1 - 3 . 1 EDINETへのXBRL導入の概要

## 現行EDINET

…データ形式はHTML

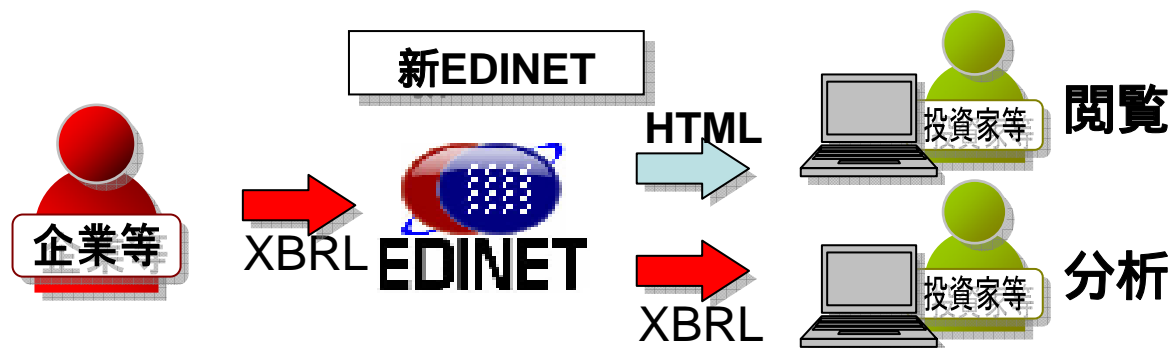
- 情報の再利用が困難であり、投資家等は財務情報を分析等を使用するためには転記・再入力が必要



## 新EDINET

…XBRLの採用

- XBRLの導入により情報の再利用が容易となり、投資家等は効率的に財務情報の分析等が可能



## 1 - 3 . 2 EDINETへのXBRL導入の概要

- XBRLの対象となる情報

- 有価証券報告書

- 四半期報告書

- 半期報告書

- 有価証券届出書

の 財務諸表本体

[ XBRL対象外の部分はHTML形式にて作成 ]

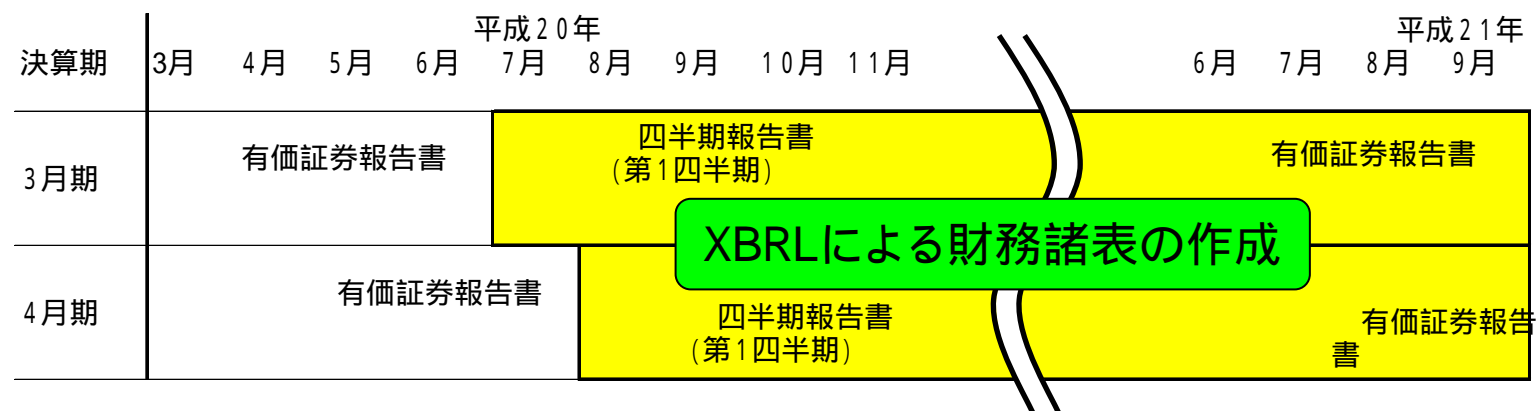
- XBRL導入対象者

- 原則として、全ての提出者

[ 但し、外国会計基準に従って作成された財務諸表を除く  
(外国会社、外国ファンド、SEC登録企業等の米国式財務諸表等) ]

### 1 - 3 . 3 XBRL の適用時期

開示書類等提出者は、平成20年4月1日以後開始事業年度等に係る有価証券報告書等をEDINETへ提出する場合、財務諸表をXBRL形式により提出。



## 1 - 3 . 4 XBRLの概要

XBRLとは、財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。財務報告の電子的雛形である「タクソノミ」を基に、財務報告書類を作成する。

タクソノミ = 財務報告の電子的雛形

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	
売掛金	
その他流動資産	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
無形固定資産	
その他の投資	

各報告項目に必要な情報(B/S・P/Lの別、資産・負債・資本の別、流動・固定の別等)が設定されている。

財務報告書類

資産の部	
流動資産	123,456
現金及び預金	11,920
売掛金	67,283
その他流動資産	44,253
固定資産	234,890
有形固定資産	200,029
土地	200,029
無形固定資産	23,861
その他の投資	11,029

各報告項目に金額情報を入力。タクソノミを基にして財務報告書類が作成される。

### 1 - 3 . 5 XBRLが保有する情報

XBRL形式の財務情報は、多くの情報を保有しており、投資家等はこれらの情報を利用して高度な分析等が可能となる。

		2006	2007
連結貸借対照表 資産の部 流動資産 <b>現金及び預金</b> 受取手形及び売掛金 有価証券 たな卸資産 買倒引当金 流動資産合計	現金及び預金	4,266,104	5,345,650
	受取手形及び売掛金	2,989,278	3,419,840
	有価証券		675,590
	たな卸資産		1,450,706
	買倒引当金	10,734	10,192
	流動資産合計		11,063,562

日本語表示名: 「現金及び預金」
英語表示名: 「Cash and deposits」
ID: 「XXXXXX_XXXXXX」
表示順・表示階層: 「流動資産の部の内訳の1番目」
計算関係: 「流動資産合計に集計される」
根拠条文: 「財務諸表等規則第17条1項1号」

## 1 - 3 . 6 XBRL導入の効果

EDINETの再構築において、XBRLの導入により期待される効果は、以下の通りである。

### ▶提出企業における開示書類作成業務の効率化

標準的な技術であり、企業の社内システム等と連携して開示書類を作成することも可能となり、業務の効率化及び作業ミスの軽減が可能。他の財務報告制度と共通的に財務情報を利用することも可能となり、重複作業を削減可能。

### ▶投資家等における開示情報の効率的利用

財務情報を手動で転記することなく、容易に分析システム等に取り込むことが可能となり、事務負担の軽減や投資判断等の分析を効率化することが可能。短時間に大量の情報を処理することも可能となり、アナリスト等の分析対象が拡大する可能性も。

### ▶金融庁・財務局における審査等業務の効率化

審査作業においてXBRLデータを直接取り込むことにより、転記・入力時に発生するミスの防止、作業の削減をすることが可能。また、項目間の整合性チェックや財務分析等を効率的に行うことも可能に。

## 1 - 3 . 7 世界におけるXBRL

- 日本

- 東証の適時開示、国税庁の法人税電子申告、日本銀行の金融機関からの報告にて導入済み。

- 米国

- 米国証券取引委員会にて任意利用の制度を実施中。全面適用に向けた積極的な活動。

- その他

- 国際会計基準委員会財団にて国際会計基準と合わせてXBRLを普及させる活動
  - その他各国で導入が進められている。

# 1 - 4 . XBRL導入による 実務の変更点



## 1 - 4 . 2 主な実務の変更点

### EDINETタクソミ(電子的雛形)の利用

- 基本的にEDINETタクソミに用意された勘定科目を使用する。

### XBRLデータの作成

- XBRLによる開示書類を作成する環境が必要。
- 従来の開示書類にはない情報を設定する必要。

### 財務諸表の表示

- EDINETにて自動生成された財務諸表の表示内容を確認する作業が重要。
- 財務諸表の様式が変更される。

### 1 - 4 . 3 XBRLの訂正方法

EDINET に提出したXBRL 形式のデータについて、訂正する必要がある場合には、以下のように書類の提出を行う。

- XBRL 形式で作成し、公衆の縦覧に供されている内容を訂正する場合は、HTML 形式で訂正届出書又は訂正報告書等を作成し、当該訂正後のXBRL 形式のデータを併せて提出する。
- XBRL 形式で作成し、公衆の縦覧に供されていない内容を修正する場合は、修正後のXBRL形式のデータのみを提出する。
- なお、HTML 形式で作成した内容のみを訂正する場合には、従来どおり、HTML 形式で訂正届出書又は訂正報告書等を作成し、提出する。

# 1 - 5 . 事務連絡

## 1 - 5 . 1 お問い合わせ先

説明会の内容等、新EDINETに関するお問い合わせは、管轄財務局等の説明会窓口までメールで送信下さい。

お問い合わせは、「質問票」にご記入の上、電子メールにてお願い致します。

新システム稼動後は、従来同様、各財務局等へお問い合わせください。

システム、タクソノミ等技術的な質問は、別途開設するヘルプデスクより回答いたします。